

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国10)
愛称	「宝船」(新興国10)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2012年9月6日
信託期間	無期限
主要投資対象	主として、以下のマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド ● 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド ● 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド ● 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド ● エマージング株式パッシブ・マザーファンド ● エマージング債券パッシブ・マザーファンド ● J-REITインデックスファンド・マザーファンド ● 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
投資方針	1. 基本方針 信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 2. 投資態度 ①主としてマザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。 (「不動産投資信託証券」(以下「リート(REIT)」という場合があります。))とは、不動産投資法人または不動産投資信託を総称した一般呼称です。多くの投資者から集めた資金などで、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産を保有し、そこから生じる賃料収入等が投資者に分配される商品を行います。 ②次に掲げる基本アロケーションによる合成ベンチマークに概ね連動した投資成果をめざして運用を行います。 国内株式10%、国内債券57%、先進国株式(除く日本)10%、先進国債券(除く日本)3%、新興国株式5%、新興国債券5%、国内不動産投資信託証券3%、先進国不動産投資信託証券(除く日本)3%、短期金融資産4% なお、経済環境、運用環境見通しの大きな変更等により委託会社が必要と判断した場合には、基本アロケーションの見直しを行うことがあります。 ③マザーファンドへの投資比率の基本アロケーションからの乖離については、乖離許容範囲を定めてその範囲内に維持するよう運用を行います。なお、時価変動等により乖離許容範囲を超えた場合、リバランスを実施します。 ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。
ベンチマーク	各資産ごとの以下のベンチマークの騰落率を基本アロケーションに乗じて指数化したものを合成ベンチマークとします。 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、NOMURA-BPI総合、MSCIロクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)、東証REIT指数(配当込み)、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、コール・ローン(オーバーナイト物)
決算日	毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として1月11日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 原則として自動的に全額が再投資されます。
償還条項	当ファンドにおいて受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃の場合、受益者のために有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)する場合があります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.3465%(税抜年0.315%) (内訳:委託会社0.1705%(税抜0.155%)、販売会社0.1375%(税抜0.125%)、受託会社0.0385%(税抜0.035%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	●信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ●信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。 ●有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ●マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的にファンドで負担することになります。

項目	内容
7. 費用(つづき)	※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
8. お申込み不可日等	● ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日には、購入および換金のお申込の受付を行いません。 ● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止すること、および既に受付けた申込・請求を取り消すことがあります。 また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、毎年約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等	ファンドは、株式や公社債、リートなどの値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次のとおりです。
資産配分リスク	当ファンドが実質的に投資する各資産の配分比率は、基本アロケーションの比率に準じ、一定範囲内の変動に抑えます。この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需要や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
金利リスク	金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。 金利リスクとは、金利の変動を受けて債券・リートの価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券・リートの価格は下落します。当ファンドは実質的に債券・リートに投資しますので、金利変動により基準価額が上下します。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。当ファンドは、実質的にリートに投資しますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。
為替リスク	為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。 為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治・経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円の為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合、または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する場合があります。また、実質的に投資を行う新興国の通貨や有価証券等の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式、債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式、債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。
<その他の留意点>	● 有価証券の買付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。 ● 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて合成ベンチマークに概ね連動する投資成果を目指して運用を行いますが、各マザーファンドが各対象ベンチマーク採用全銘柄を組入れないこと、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と合成ベンチマークが乖離する場合があります。 ● 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(=基準価額)×保有口数 ※解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) 再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。